

コンクリート造の工作物の作業主任者講習会

 東京土建一般労働組合調布支部で開催します！

コンクリート工作物解体作業主任者とは？

- ★コンクリートの解体や破壊などに関する知識・能力を有するかどうかを試すための資格試験で、国家資格とされています。
- ★高さが5 m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業において、工具などの点検、作業の監視し、作業方法、作業者の配置・指揮など作業を、安全に行うための、指揮・監督を行う専門家です。

コンクリート工作物解体作業主任者の仕事内容について

- ★普段街中の新しい建物を建設する際に、古い建物を解体します。その建物などのコンクリート工作物の解体・破壊作業をする人たちの仕事がコンクリート造の工作物解体です。
- ★5 m以上のコンクリート造の工作物解体時、コンクリート造の工作物解体等作業主任者の出番です。
- ★作業の監視や工具の点検、作業方法、作業者の配置・指揮など、作業を安全に行う為の指揮・監督を行うことがコンクリート工作物解体作業主任者の仕事です。

コンクリート工作物解体作業主任者資格概要について

- ★コンクリート造の工作物の解体または破壊の作業に18歳より3年以上従事した経験を有する者。
- ★大学、高等専門学校または高等学校において、土木または建築に関する学科を卒業し、その後、2年以上コンクリート造工作物の解体または破壊の作業に従事した経験を有する者。
- ★職業能力開発促進法に基づく一定の訓練を修了し、その後2年以上コンクリート造工作物の解体または破壊の作業に従事した経験を有する者。
- ★その他厚生労働大臣が定める者。

受講内容と修了考察について

- ★コンクリート造の工作物の解体または破壊に関する知識（7時間以上）：コンクリート造の工作物の種類および構造、解体等の工法の種類および作業の方法、作業計画
- ★工事用設備機械・器具、作業環境等に関する知識（3時間以上）：工事用設備および機械の取扱い、器具および工具、墜落防止のための設備、落下物による危険防止のための措置、服装および保護具
- ★作業者に対する教育等に関する知識（1時間30分以上）：作業者に対する教育および指導方法、作業標準、災害発生時における措置
- ★関連法令（1時間30分以上）：労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則およびクレーン等安全規則中の関係条項
- ★修了考査（筆記試験又は口述試験）

合格基準各科目の得点が、満点中40%以上の得点率、全科目の合計得点が、満点中60%以上の得点率

お申込みについて

- ★開催日2週間前までに、東京土建調布支部支部事務所にてお手続きをお願いします。

※必要物 ①顔写真1枚（縦3 cm×横2.5 cm）：証明写真（デジカメ撮影のもの、サングラス・色付き眼鏡着用、髪・耳が見切れているもの、髪が目にかかっているもの不可） ②認印 ③会社に従事している方はお勤めの会社の横ゴム印と代表者印。雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用） ④講習料金13,500円（2日間昼食・お茶代含む） ○別途必要物があった場合はご用意いただきます。